

平成26年(く)第24号

再審請求人 守 大 助

2018(平成30)年2月21日

事実取調べ及び証拠開示に 関する意見書

仙台高等裁判所第1刑事部 御中

弁護士 阿 部 泰 雄

弁護士 小 関 眞

弁護士 花 島 伸 行

弁護士 野 呂 圭

弁護士 松 浦 健 太 郎

弁護士 堀 井 実 千 生
外

1 事実取調べ請求について

(1) 裁判所は、弁護士が平成28年1月19日付け事実取調べ請求書において土橋均、志田保夫及び池田正行の証人尋問を求めたのに対し、平成29年3月28日の三者協議において事実取調べを行う考えがないと表明した。

しかし、土橋吏員、志田保夫及び池田正行の証人尋問を実施することなく即時抗告を棄却することは許されない。

裁判所は、未だ本件の審理を尽くしていない。速やかに証人尋問を実施すべきである。

以下、特に土橋吏員及び志田保夫の証人尋問を実施する必要性を、改めて述べておくこととする。

(2) 土橋吏員らによる鑑定(土橋鑑定)は、本件の確定判決における事件性認定

の決定的証拠である。

確定判決は、「土橋吏員の証言によれば、スキサメトニウムについてはベクロニウムより分解が早く進むことから、当初から分解代謝物のことも念頭におき、検出されなかった未変化体以外に、分解代謝物の分析をも試みたのに対し、ベクロニウムについては各鑑定資料から未変化体が検出されたため、それ以上に分解代謝物まで調べる必要性が認められなかったことから、その分析は行わなかったものであり、両者の取扱いを異にした合理的理由が認められる」などとした。

確定2審において、弁護人は、ベクロニウムからは m/z 279イオンが検出されるとする世界的論文4点と影浦光義教授の実験鑑定を証拠として提出し、土橋吏員がベクロニウムから検出したとする m/z 258イオンはベクロニウムからは検出されないものであると主張して、土橋鑑定の再現実験を求めたが、裁判所はこれを却下し、土橋吏員の検出した m/z 258イオンがベクロニウム（当然未変化体を指す。）を検出したことは間違いないとして控訴を棄却した。

確定3審においては、検察官が答弁書で「ベクロニウムが水溶液中で分解しやすい性質を有していることは、土橋鑑定人もこれを熟知した上で本件各鑑定に臨んでいるのであるから、本件各鑑定において、ベクロニウムを誤って加水分解させてしまった結果、3脱アセチル化体のベクロニウムを分析したなどということとはあり得ない。」と述べており、これを受けて、裁判所は、上告を棄却した。

以上のとおり、確定審段階においては、ベクロニウムから m/z 258イオンが検出されるという点が、検察官の主張及び裁判所の事実認定の根幹をなしていたのである。

- (3) 新証拠である志田保夫元東京薬科大学教授による実験鑑定書（志田意見書）は、ベクロニウムを質量分析すると m/z 258イオンが検出されるか否かを実験により実証するものである。

端的にいえば、志田意見書は、土橋鑑定の手法によってベクロニウムを質量分析しても m/z 258イオンは検出されないことを明らかにしたのであり、同意見書によって土橋鑑定の信用性は完全に失われたといわなければならない。

ところが、原決定は、志田意見書について、志田保夫の証人尋問さえ実施しないまま、不当にも同意見書の結論は採用できないとし、更に土橋鑑定について、作成者である土橋吏員自身の意見にも沿わない裁判所独自の鑑定（書）の理解に基づき、「土橋鑑定においてベクロニウムの脱アセチル化体の分子関連量イオンである m/z 258イオンを検出したという事実自体に疑いが生じるものではなく、この事実から、少なくともベクロニウムの未変化体又は変化体が鑑定資料中に存在したことは強く推認できる。」などとして再審請求を棄却した。

しかし、上記のとおり、土橋鑑定の信用性は志田意見書によって失われているのであるから、土橋鑑定に基づき事実認定を行うこと自体、到底許されるものではない。

少なくとも、土橋鑑定の信用性判断に、土橋吏員及び志田保夫の証人尋問は必要不可欠である。

- (4) なお、検察官は、原審及び当審における弁護人の主張を受けて、土橋吏員がベクロニウムの分析中に加水分解させたなどと主張するようになったが、かかる検察官の主張は、土橋吏員と緊密な連携をとっていたはずの確定審段階における検察官の主張を真っ向から否定するものであることを、事実取調べの必要性に関する一事情として述べておく。

2 証拠開示について

裁判所は、弁護人が提出した平成28年1月19日付け証拠開示命令申立書（1）及び同年12月2日付け証拠開示命令申立書（2）について、証拠開示命令を発しない判断をした。しかし、上記各申立書に記載の理由から、弁護人が求める証拠開示請求の必要性があることは明らかである。

十分な証拠開示が行われないまま即時抗告を棄却するようなことは、許されない。

以上